

南アルプス市介護予防・

日常生活支援総合事業重要事項説明書（訪問型サービス）

1. 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人 やまなし勤労者福祉会
所在地	山梨県甲府市若松町6-35
代表者名	理事長 平田 理
設立年月日	2005年3月25日
電話番号	055-223-8100

2. 法人の実施介護事業概要

- ① 訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）
- ② 訪問看護、介護予防訪問看護
- ③ 通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）
- ④ 短期入所生活介護、短期入所生活予防介護
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同予防介護
- ⑥ 小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅予防介護
- ⑦ 看護小規模多機能型居宅介護
- ⑧ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑦ 居宅介護支援
- ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

3. 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）を実施する事業所の概要

事業所名 ヘルパーステーションももその
所在地 山梨県南アルプス市 桃園 379
事業者指定番号 1971601487
管理者・連絡先 所長 河野 由紀
電話 055（284）1960

サービス提供地域 南アルプス市
第三者評価の実施状況 無

4. 事業所の職員体制等

管理者 1名
サービス提供責任者 2名以上
訪問介護員等 **4名以上**（介護福祉士 介護職員基礎研修課程終了者・介護職員実務者研修課程修了者・2級ヘルパー初任者研修修了者）

5. 営業日・営業時間

営業日 月曜日～土曜日
（日曜日、1/1～1/3 は除く）

営業時間 午前8時～午後6時

※ ただし利用者様のご希望により営業日以外のサービス提供の相談に応じます。

6. サービス提供の主な内容

利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴・排泄・食事に関わる介護、家事など生活全般にわたる援助を行います。

7. 利用料・その他費用

- ① 南アルプス市介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）を提供した場合の料金は、国が示す額とし、利用者負担については本人負担分の額を利用料とします。
- ② キャンセル料
以下の場合にはキャンセル料が発生し、1回につき800円を請求致します。
 - 1) 利用者の不在で、指定訪問介護がキャンセルになった場合
 - 2) 前日午後6時までに連絡なく、または留守番電話に伝言なくキャンセルした場合なお、利用者が連絡できない程の事態が生じた場合はこの限りではありません。
- ③ 買物支援交通費
買物支援に係る交通費については、自宅から2kmまでは無料。以降、50円（税別）／km（端数繰上げ）請求致します。

8. 相談窓口・苦情対応及び虐待防止相談窓口

介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）についてのご相談・苦情を承ります。

- ① 相談・苦情窓口
＜相談・苦情窓口＞ 所長：河野 由紀 電話 055-284-1960

当事業者以外に、市町村の介護保険相談窓口及び山梨県国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることもできます。

＜南アルプス市役所 高齢者福祉担当＞ 電話 055-282-7347（直通）
＜国保連介護サービス苦情処理担当＞ 電話 055-233-9201

- ② 虐待防止相談窓口
＜ヘルパーステーションももその＞
所長：河野 由紀 電話 055-284-1960
＜南アルプス市障害者虐待防止センター＞ 電話 055-282-7250
＜山梨県障害福祉課＞ 電話 055-223-1461

9. 事故発生時及び緊急時の対応

南アルプス市介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）の実施中に事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族に連絡すると共に、管理者に報告し必要な措置を講じます。

10. 災害発生時の対応

災害発生時は、関係機関からの情報や被害状況を把握し安全を確認した上で、業務を行います。ただし、その災害の規模や被害状況により、通常の業務を行わない場合があります。また、気象庁からの地震情報、災害情報及び予知情報等の発令の段階で、地域内での活動が危険と判断した場合は、業務を行わない場合があります。
災害の状況によっては、訪問先から職員を避難させることがあります。

11. 介護報酬加算について

当事業所は介護報酬に基づいて、別紙利用料金表の通り算定させていただきます。

12. 禁止事項について

利用者、家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう、利用者及び家族による以下のカスタマーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの迷惑行為は固くお断りします。これらの行為があり、利用者及び家族との健全な信頼関係を築くことが出来ないと当法人が判断した場合は、サービスの中止や契約解除をする場合があります。事案によっては、警察、弁護士、行為者に関わる方等へ連絡、通報または対応を依頼することも検討させていただきます。

- ① 事業所の職員に対して行う大声での恫喝・脅迫・暴言・暴力、嫌がらせ、侮辱、誹謗中傷・差別発言などの迷惑行為
- ② 著しく不当な要求（金品の要求、過度な謝罪や土下座の強要等）
- ③ 職員を長時間または多数回拘束してクレームを続ける
- ④ 無断での職員の写真や動画の撮影、録音等の行為、SNS等に掲載する行為
- ⑤ 職員への性的な言動・不必要な接触、つきまとうなどの行為、わいせつな図画の掲示
- ⑥ その他、当事者間の信頼関係を破壊する行為

（説明確認欄）

サービス提供開始にあたり、利用者に対して本書面により重要な事項を説明しました。

説明日： 年 月 日

<所在地>	山梨県甲府市若松町 6-35
<事業者>	社会福祉法人やまなし勤労者福祉会
<代表者>	理事長 平田 理 印
<説明者>	ヘルパーステーションももその

_____ 印

私は、利用料金表及び本書面により、事業者から重要事項について十分な説明を受け、内容について理解し同意します。

同意日： 年 月 日

（利用者）

<住所> _____

<氏名> _____ 印

（家族又は代理人）

<住所> _____

<氏名> _____ 続柄： _____ 印